

平成21年第5回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成21年9月11日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成21年9月15日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	山口典郎君	会計管理者	前田浩三君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	小林一雄君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	松田幸一君
建設課長	森島千里君	産業振興課長	田間宏紀君
教育事務局長	辻誠君	総務担当課長補佐	田村優君
政策財政課長補佐	中村元紀君	病院老健事務局長	田畑良和君
教育委員長	加藤禎一君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	内山治久君		

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 議案第62号 平成20年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について(質疑)

- 第 3 . 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 4 . 議案第 6 4 号 平成 2 0 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 5 . 議案第 6 5 号 平成 2 0 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 6 . 議案第 6 6 号 平成 2 0 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 7 . 議案第 6 7 号 平成 2 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 8 . 議案第 6 8 号 平成 2 0 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 9 . 議案第 6 9 号 平成 2 0 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑)
- 第 1 0 . 議案第 7 0 号 平成 2 0 年度玉城町病院事業会計決算の認定について (質疑)
- 第 1 1 . 議案第 7 1 号 平成 2 0 年度玉城町水道事業会計決算の認定について (質疑)
- 第 1 2 . 議案第 7 2 号 平成 2 0 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について (質疑)
- 第 1 3 . 議案第 7 3 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について (質疑)
- 第 1 4 . 議案第 7 4 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (質疑)
- 第 1 5 . 議案第 7 5 号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (質疑)
- 第 1 6 . 議案第 7 6 号 平成 2 1 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号) (質疑)
- 第 1 7 . 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑)
- 第 1 8 . 議案第 7 8 号 平成 2 1 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (質疑)
- 第 1 9 . 議案第 7 9 号 平成 2 1 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 2 0 . 議案第 8 0 号 平成 2 1 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)

第 2 1 . 議案第 8 1 号 平成 2 1 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
(質疑)

第 2 2 . 議案第 8 2 号 平成 2 1 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(質疑)

第 2 3 . 議案第 8 3 号 平成 2 1 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予
算 (第 2 号)(質疑)

第 2 4 . 議案第 8 4 号 平成 2 1 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(質疑)

(午前 9 時 開会)

議長(小林一則君)只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。

よって平成 2 1 年第 5 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開会致します。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君)日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議
録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

1 2 番 川西元行君 1 3 番 前川隆夫君

の 2 名を指名致します。

議長(小林一則君)これより、日程第 2 . 議案第 6 2 号 平成 2 0 年度玉城町
一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、日程第 1 3 . 議案第 7 3 号
平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題とし、こ
れより質疑を行います。各議案の質疑につきましては後日、予算決算常任
委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案
理由の範囲内を対象に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声)

ご異議なしと認めます。よって質疑は一括上程されました、議案第 6 2 号
ないし、議案第 7 3 号についての町長の提案理由の説明範囲を対象におこな
います。発言を許します。 1 1 番 野口繁君

1 1 番 (野口繁君) 先ずこの町長の決算説明の前に、概要の説明の中で「地
方自治体の行政運営に悪影響を及ぼさない政権交代が進められることを期
待するものあります」という項目と、それから「268 万余りの玉城町ふるさ
と応援寄付金」「決算の状況についての自主財源の根源を成す」項目と「特
に農業集落排水事業で」という中で文言があるわけですが、この 4
点につきまして質問をさせていただきます。まず第 1 に、町長がご心配いただき

ました政権交代がスムーズに行われてほしいという希望の中で、今回補正予算で農地有効利用支援整備事業が町債として1千400万円、又農地費で農地有効利用支援事業補助金が181万1千円と出てますが急に農政局の方からこの件について、一応凍結をしてほしいというような申込みがあったと思いますが、町へどのような通達があったのかお聞かせ願いたいと思います。この次の、ふるさと応援寄付金でございますが268万の人数とか最高額はどれくらい頂いたのか、少し明細を細かくご説明をお願いしたいと思います。次の町長、文章を読んでもらいたいです。「さて決算の状況については自主財源の根源を成す町税は、経済の低迷化町全体で10.98%ありますが」この20年度決算におきましては黒字になっておりまして、その決算の状況の前に「自主財源の根源を成す町税は」前年度に対してという文言を入れたらどうかと思いますが町長にお伺いを致します。次のページの「特に農業集落排水事業では処理場の建設を」と書いてありますが、どこのか分かりませんので、特に三郷・昼田地区農業集落排水事業を書き入れたらどうかと思いますがその4点につきまして質問をさせていただきます。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）ご質問頂いておりますそれぞれの所管での野口議員のご質問に対しますところの町政の内容を所管からお答え申し上げたいと思います。

議長（小林一則君）産業振興課長 田間宏紀君

産業振興課長（田間宏紀君）まず1点目の農政関係の資金事業のご質問でございました。こちらにつきましては、政権が変わることによりまして今現在民主党の政策によりまして補正予算におきます基金、これらの基金事業につきましては凍結というふうなことで発表がされておる所でございます。基金事業につきましては相当数基金事業がございまして農林関係でもうし挙げさせてもらいますと、総額といたしまして7千7億円の基金事業がございまして。これらの中でもいろんな部門の中で現在進められておる事業のところもありますし、すでに交付決定がなされておる所もあるわけでございます、それと連動した中で継続的に進められようとする事業等も含まれており、現在新聞報道の情報だけでございますが非常に現場の混乱を危惧しておる所でございます。また、農地有効化の事業につきましてはこれにつきましては、基金事業土地改良連合会から連絡頂きました所、耕作放棄地に係る事業等につきましては一時事業執行の方を停止というふうなことが来ております。この内容等につきましては事業メニューの精査等も必要となってきておりますので全てが全てにおいて凍結というふうには理解していないところであります。また、9月9日の発表の中では基金事業に含まれます農機のリース

の部分これらにつきましては、現在交付決定等なされておらないところがあるのですが大規模農家等におきます農機リ - ス事業というものがございまして、これらにつきましては順次進めておる段階ではございますので石破農林水産大臣と民主党との調整が進められておると、10日の新聞におきますとこれらが強く民主党との調整の中で図っていくというふうなことも新聞報道もされておりますので、こちらの方の推移を見ながら現予算に計上しております執行の部分に関しましても調整を図り、極力事業がスムーズな執行となるように努力致していきたいというふうに考えておる所でございます。

議長（小林一則君）政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐（中村元紀君）ふるさと納税でございますが、今資料を持ち合わせておりませんので、記憶で申し訳ないのですが68件の寄付をいただいたと記憶しております。最高の方については97万円の寄付を頂いたという認識をしております。あと比較の部分につきましては町税対前年度対比というふうなことでございます。あと農集排事業につきましては野口議員おっしゃられますように三郷・昼田地区でございます。ふるさと納税につきましては今書類を持ち合わせておりませんので記憶で答弁をさせていただきます。件数につきましては68件、最高の金額につきましては97万円寄付を頂きました。あと自主財源の比較のございますこれにつきましては前年度対比ということをお願いをしたいと思います。それから農業集落排水の処理場の分でございますが三郷・昼田地区ということでございます。

議長（小林一則君）11番 野口繁君

11番（野口繁君）もう一度確認をさせてほしいのですが、この農地有効利用支援事業の遊休農地保全のため事業以外の事業も全部凍結ということで昨日も夕方問い合わせたところが、本申請が8月の連休明けになっているところですが、書類も全部地元で預かっていてくれというようなことでございまして、いつ受付があるか分からないという状態でございます。課長の話と食い違いがあると思いますが、その点についてどう認識されているのか。

議長（小林一則君）産業振興課長 田間宏紀君

産業振興課長（田間宏紀君）先程、答弁をさせて頂いたとおり現在方針的には、基金の凍結というふうなことで連合会の方からも連絡頂いておる所でございます。この凍結に関しましても政権発足の中での引き続き調整が図られると思っておりますので、その調整の進む具合と情報を早くキャッチし又基金事業そしてまた本予算での通常の事業等の兼ね合わせもありますのでこちらの調整を図りながら執行の方に努めたいと考えているところでございます

議長（小林一則君）他にありませんか。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）町長の提案説明を文章で頂いておりますので、これに従いましてお伺いしたいと思います。3ページでございまして下段の方にございます。これは国民健康保険料の引き上げを19年度におきましては約20%引き上げをしたわけですけれども、それでも尚且つまだ不足したということで繰り上げ充用を1千958万5千424円。そして、又繰入。20年度のおきましては国保会計に向けまして3千万円赤字決算にならないように一般会計から貸し付け金として補填されたものですということと言われた訳でございますけれども、このことにつきましてはもうすでに議会でも何度も申し上げてきたところでありますけれども、町長は国保会計というのは町民の約3分の1しか国保の被保険者はおらん。その会計へ向けて一般会計から補填するのは如何なものかと。だから貸し付けるのだというふうなご説明をこれまでされてきたわけですけれども、この決算で見てまいりますと例えば、アスピアの温泉でそこへの支出というのは2千856万3千円というのがあるわけでございます毎年毎年繰入を致しております。21年度も繰入を致しておりますが、そういったことへの繰り入れの整合制。もちろん、18・19年度におきましては京セラミタへの向けての周辺整備ということで3億3千万円の繰り出しを致しております。それで特定の企業の周辺整備をしたというそういうこともあったわけですが、町民の命にかかわる問題でございます。大幅な引き上げは大変支払いが困難ということで、国保の料金の引き上げによって滞納者が増えてきているということも決算の状況の中で分かってきた。この現状をみる中で、やはり誰を支えるのか。その町の予算の使い方・配分の仕方こういうものを考えなければいけないのではないかと。貸付ということは、返さなければならんということになるんだらうと思いますが、これは町長国保料を引き下げが可能なそういう状況になるので返還はしないというそういうことを意味するのか。お答えを頂いておきたいと思っております。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）貸付ですから返還はいただきます。国保の制度は何度も考え方は申し上げてきておりますから、お聞きを頂いておりますように相互扶助の制度でありまして、やはり町の状況は勤労者の皆さん方はそれぞれの保険で、そしてそれ以外の方は国保にというふうな形での医療補償制度がうまく動いておるわけでありまして、これはやはり皆さん方のご理解の中で進めてくべきだと思っております。先程、他のアスピア等々の事業と比較してお話もございましたがこれは事業の性格そのものが違いますから、そういうことは十分ご認識を頂きたいと思っております。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）性格が違うからこそ国民健康保険会計は支えなけれ

ばいけないんだとこのように私は思っています。町長は一つ覚えのように総互扶助といわれましたが、もともと国民健康保険この制度が作られたこれは全ての方が、国民が医療におきまして支えられるようにということでご支援をするためにこの制度ができたわけです。国民皆保険ということでこの制度が出来ております。ですから所得の不安定な方中小企業であるとか、農家の方或は、仕事を失った方。そういった方もこの国保には加入する訳でございます。ですから当然のことながらこれは玉城町の一般会計において支えていくこのことが当然のことなのであります。特定の企業の応援をすることが先であるというようなこういう認識は非常に間違っているということを私は指摘をしたいと思えますし、先ほどこの返還ということになっておればいずれは返してもらおう。それは返還をする時期についても先程質問したわけですが、けれども国保料が大幅に引き下げになる健康の増進の取り組みが進み国保料が非常に引き下げられる。又国の政権も変わりましたので国の対応も変わって来るかと思えますが、国保料が非常に値上げになったのもこのことの原因というのは、やはり国の負担これが大幅に引き下げられたその結果国保料の引き上げということがもたらされてきているわけでありまして。国がひどいことをやった時はやはり玉城町、地方自治体が住民の皆さんの防波堤にするべきであろうと思えます。今後国保に対する考え方も変わってくるかと思えますがそういった事態に大幅な国保料の引き下げ。これが見込まれるようなそういう時まで返還は延長するべきと思っておりますし、他の自治体のように多いところでは世帯当たり、或は1人当たりで1万円程度の一般会計からの繰り入れをしている自治体もでございます。玉城町が特別なことをやれと私は申し上げているわけではありません。考え方の転換をしてもらいたい。ただ今申し上げましたのは他の自治体の例も申し上げながら町長のお考えの問題点を指摘しているところでございます。その点で町長はご回答を願いたいし「今後考えてみるよ」といわれるんやったらそれもけっこうだと思えます。ご回答をお願いします。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）何度も考え方は申し上げている通りでございまして、鈴木議員さんの見解だというふうに受け止めております。そして一番大事なことは、やはりこの生活に困って見える方々の救済をどうして行くのかということが大事だということ。それには個々にいろんな生活の事情等面談をしながらできるだけの対策を講じていくのが町のそれぞれの対応の重要さではないかと思っておりますので、それぞれそうした困窮者の皆さん方に対する対策はきめ細やかにこれからも講じさせて頂きたいと思っております。以上です。

議長（小林一則君）政策担当課長補佐 中村元紀君

政策担当課長補佐（中村元紀君）先程、鈴木議員の方から山村振興事業の繰り出しの関係で2千800万といわれましたが昨年度につきましては国の地域活性化対策臨時交付金を受けまして山村振興事業の方に1千万円を追加で基金へ積み立てる費用として繰り出しを特別にさせていただきます。通年入湯税分ないし無料券で発行しています分の繰り出しをおこなっておるということでご認識をお願いしたいと思います。国保会計の貸し付けでございますが、これにつきましては介護保険と同じ考え方を持ちまして3カ年流用させて頂く格好で考えて貸し付けをいたしております。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）それでは、町長のおっしゃった生活に困っている方に対して出来るだけの対策を講じていくというお話でございましたが、具体的にお示しを頂きたいと思しますので宜しく願いをいたします。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）この只今の議案に対する質疑の内容と直接関係がないというふうに私は思います。そういう具体的に答えてくださいということは長年議員さんをやって見えるですから充分ご承知ではないですか。しかも国保の委員長をして見えるではないですか。そんな質問の仕方はありませんやろ。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）たびかさなって申しわけございません。ご配慮いただきましてありがとうございます。国保の運営委員会委員長をしているからこそ内容がよく分かっているものですから申し上げているところであります。それで町長は、単に生活に困っている方の救済については出来るだけのことは対策を講じますとこのように言われたところであります。私は玉城町の制度の在り方の問題点をよく知っております。だからこそ申し上げているんです。国保料が納められないそういう状態になったその人が、国保料の申請減免につきましてもなかなか対応が難しいことのようにございまして、救済の手が差し伸べられているようには見直りません。ですからこれは単に一つの例を挙げただけでございますけれども、一般質問でも申し上げましたが国保の44条にも関わります一部負担金の減免についてもこれもなかなか難しいものがございます。玉城町の場合には規定を設けておりませんからもう生活保護世帯に並みの方にしか免除制度はない。あと2割減額・4割減額そういった対応もしていないというこういう状態であります。私は長年取り組んでまいっておりますので内容をよく存じておりますだけに申し上げたのです。町長がここまで言われましたのであらためて大きな前進をして頂いている。その覚悟がおりなんだと思ったからこそお伺いをしたわけでござ

います。ここでもう1回答弁がありまして妙なお答えが出てまいりますともう1度質問せんならんということにもなりますので、この問題はこれで打ち切りますのでよろしくお願い致します。

議長(小林一則君)他にありませんか。10番 奥川直人君

10番(奥川直人君) 3ページの国民健康保険の収納率が94.2%でありまして、昨年より1.4%下がったというふうに書かれております。これは各一般会計の含めてそういったことがいえるのかなというふうに思っております、会計監査の意見書を見させて頂きますとやっぱり納税というのは公平であれねばならないと。極力そういった努力をせよというふうに書かれておりますが、平成20年度一般会計・特別会計で約1億7千万これは収納未済及び不能欠損を含めるとそれぐらいの大きな金額に現状玉城町はなっておりますということであります。そこで収納対策室というのが4月に新しく出来ておるわけでありまして。今回の21年度の補正予算を見ますとそこに又多くのお金が掛けておる。要は収納対策室を設置してしっかり収納率を上げていくという姿勢が見られる訳でありますけれども、7月から約2カ月半ぐらいたちました。そこでどのような方策で今後この収納対策室ならびに収納率の向上に向けて活動されるのかお聞きをしたいと思っております。

議長(小林一則君)税務住民課長 小林一雄君

税務住民課長(小林一雄君)7月の異動によりまして収納対策室が税務住民課に設置して頂いております。それに伴いまして昨年度から滞納処理につきましては努力を致しております。昨年度は収納対策の方に努力を致しまして滞納分につきましては、現年度分の収納率のポイントは多少落としておりますが過年度分につきましては税につきましては倍以上の収納をあげておるということで滞納対策をやってきております。今年度につきましても昨年に引きつづきまして滞納につきましては滞納者に対しまして督促、それに応じない場合には差し押さえ等を含めました滞納処分整理を充分にやっていきたいというふうに考えております。

議長(小林一則君)10番 奥川直人君

10番(奥川直人君)新しく対策室ができておりますが、町民税のみなのか他にいろんな教育上の滞納とか、統括的なそういう滞納があるわけですがそういうことを含めてそこで対応されるのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

議長(小林一則君)副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君)今のご質問でございますが、当初のご質問は税の関係の収納対策室でございます。町の中にご承知かと思っておりますが滞納整理機構というのがございまして、私が座長をしておりましてこれは関係する後段の方で奥川議員ご指摘の様に教育委員会いわゆる料でございますが、建設の方です

と住宅の使用料そしてまた、上下水道の水道・下水道、生活福祉課におきましても各種の保険料等々その一連の関係がやはり収納対策というのは税だけの捉え方ではなしに町に収めて頂きます税・料につきましても全般的にダブル人があるということでその連絡調整会議ということで滞納整理機構を持っておりまして、先般も決算が出ました段階でそのとりまとめの会議を致しまして前年度の反省に基づき、また本年度の目標いわゆる収納目標というような目標数字ということをそれぞれの課で十分議論頂いてそれを最終的に滞納整理機構でとりまとめをして、本年度その目標により近い数字で収納ができるよう努力をしようということでの会議を致したところでございますし、また現実的にはその各課によって若干時期が違いますけれども、たとえば5月の出納閉鎖の前にやる。そして9月頃だいたい3カ月に1回程度集中的に各課でそういう対策を実施していると。これは長期間滞納に行かないと毎月毎月溜まってまいります。そうしますと例え3千円でも半年貯まれば1万八千円となります。3カ月であれば9千円ですからその段階であれば納付ができるけれども半年経つと1万8千円ですと非常に金額的に厳しいということがございますので、そういったことの意味でも滞納整理機構の中で定期的にそういう現状の数字をお互い確認しながらそれぞれの課で切磋琢磨といいますが収納を行なうという形で、特に税と水道の方にそういう対策的なところをもってありますが、これは金額的に非常に占める割合が高いということで基本的な考え方としては奥川議員ご指摘のように全課にわたるような料につきましてもいずれも役場にお納めいただくものにつきましても同等な扱いの考え方をもって収納に努めてまいりたいということでございますので、これは各課で努力をしてもらうことが第1ですけれども全体的にそれぞれの課の状況がどうかということ、それからまた一人の方で他課にわたる滞納ということもございますので、そういった事情を各課で把握するのではなくして全体的な町としてその人の納税の対する考え方を把握しながらなるべく収納対策でどのように図っていくかという形で組織をしておるものでございますので、町としましては町上げてということで収納対策にはこれからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これをもって一括上程されました。議案第62号ないし、議案第73号についての、町長の提案理由に対する質疑を終結致します。次に、日程第14、議案第74号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第74号に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第15・議案第75号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これを以って議案第75号に対する質疑を終結致します。

議長(小林一則君)次に、日程第16・議案第76号 平成21年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし、日程第24・議案第84号 平成21年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)を一括議題としこれより質疑を行います。各議案の質疑につきましても、後日予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって質疑は一括上程されました議案第76号ないし、議案第84号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

発言を許します。4番 高木市郎君

4番(高木市郎君)議案第76号 一般会計補正予算提案説明で行きますと11ページでございます。子育て応援特別手当ということで書いてございます。これにつきましては、補正予算にあります。私は明日の委員会で発言できない立場に立っておりますので恐縮ですがお許しを頂きたいと思っております。この補正予算の24ページ民生費の中の子育て応援特別手当1千872万計上されております。この内容を聞き取れなかったのもう一度ご説明頂きたいのと、これが新政権のマニフェストと似ているのではないかという感じをしますので、その辺の関連についてお尋ねしたいと思っております。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)これは国の子育ての緊急政策ということで平成20年度と平成21年度の2年間にわたって行われるものでございます。まず今年の平成21年度につきましては支給対象となる子ども小学校の就学前3年間、生年月日で具体的に言いますと平成15年4月2日から平成18年4月1日までの3年間に属する子どもに対しまして1人当たり3万6千円を支給するということとなります。平成20年度行いました第1回目の子育て応援特別手

当につきましては小学校就学前3年間でございますが第2子以降ということでした。従いまして第2子・第3子の方は貰いましたが、第1子の方一人目の子どもの方は貰えなかったということになりましたので、21年度は一人目について3万6千円を配布ということに、今の民主党のマニフェストはその以前の話で20年に行った政策の延長ということになります。

議長（小林一則君）4番 高木市郎君

4番（高木市郎君）3万6千円というのは年間ですか。月額ですか。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）1人当たりということでありますから、年間1回1人当たり3万6千円で、520人の方にお配りするというので今予算措置をしております。

議長（小林一則君）他にありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。これを以って一括上程されました議案第76号ないし、議案第84号についての町長の提案理由に対する質疑を終結致します。

暫時休憩致します。

（議案付託表配付）

議長（小林一則君）再開致します。

お諮り致します。本日質疑を終了致しました議案第62号 平成20年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし、議案第73号 平成20年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての各議案及び議案第76号 平成21年度 玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし 議案第84号 平成21年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、お手許に配布致しました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって議案第62号ないし議案第73号及び議案第76号ないし議案第84号については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決しました。

お諮り致します。只今付託されました議案の審査及び議事の都合により明16日から23日までの8日間休会致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって明16日から23日までの8日間休会する

ことに決しました。

なお、休会中に只今決定されました委員会付託の予算決算常任委員会審査をお願い致したいと思いますので、日程について事務局長から報告致させます。

(事務局長 予算決算常任委員会審査の日程を報告する)

只今、事務局長報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願い致します。

議長(小林一則君) 以上で本日の日程は全て終了致しました。来る24日は、午前9時より本会議を開会し、委員会報告・討論・採決・追加議案の上程を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午前9時45分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員